

「私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、
自分たちでより良くしていこうという思いを
共有して行動するための条例（案）」ができるまで（Q&A）

Q1. なぜ今、鎌倉市では条例を作ることにしたのですか？

A1. 市民活動や協働を推進するための条例は既に多くの自治体で制定されていますが、鎌倉市では条例が作られないままでした。少子高齢社会や多様化する市民ニーズへの対応など、ますます市民の活躍や連携が期待される中で、鎌倉市でも皆さんの活動を後押しし、また市民と市の協働をさらに進めていくために条例を制定することになりました。

鎌倉市ではこれまで NPO センターの設立、運営などで市民参加に取り組んでおり、条例の検討も市民参加型の（仮称）鎌倉市市民活動推進条例検討会を立ち上げることになりました。

Q2. 条例検討会はどのような人たちが参加しているのですか？

A2. 市民活動をしている人たちを中心に、アドバイザー、公募で参加している方、市の職員など全部で 17 人のメンバーがいます。活動の分野や活動暦、年齢も様々な人たちが集まって活発に意見を出し合ってきました。今年の 11 月までに 20 回会議を行っています。

Q3. この条例案は、他の自治体の「市民活動条例」や「協働条例」にあたる条例だと思いますが、タイトルも内容も変わっています。なぜですか？

A3. 鎌倉市にはこれまで「市民活動条例」や「協働条例」はありませんでしたが、古くから市民活動が活発なまちだと言われています。条例検討会では様々な自治体の条例を比較し、他の自治体がずっと以前に定めた条例に倣うのではなく、良いところは参考にしつつ、これからの時代に柔軟に対応していくための条例が必要だと考えました。

Q4. なぜこのような条例案を考えたのですか？

A4. 市民活動はその活動分野や活動内容、活動している人々も多様です。行政の支援が必要だと考える人もいれば、自律して活動したいという人もいます。条例検討会では、市民活動が盛んな鎌倉市で、その活動を型にはめるのではなく、自主性や多様性を尊重したい、そして時代の変化にすばやく対応できるようにしたいと考えました。また、一般的に行政が作る条例は、普段使わない言葉遣いや堅苦しい表現で、多くの市民にとっては関心を持ちづらいものです。

そのような理由から、条例検討会では、条例は子どもにも説明しやすいようにできるだけ柔らかい表現で、理念的な内容に留め、具体的な施策は条例とは別に指針を作って迅速に見直しができるようにしようと考えました。

条例制定上のルールを踏まえた上で、市民活動をする人たちがその思いを強く発信する条例として、基本理念を伝えていこうとしたものが今回の条例案です。

Q5. 条例案の名称を長くした理由は何ですか？

A5. 条例の趣旨を表わす名称、また、条例ができたときに市民活動をしたことがない人にも「この条例は何だろう？」「自分も関係するのかも？」と関心を持ってもらえるような名称として条例検討会で考えました。